

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件について

事案の概要

本件は、上告人が、警察庁の保有する保有個人情報管理簿122通（本件各文書）につき、警察庁長官から、それぞれの一部を開示し、その余の部分には、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律）5条3号又は4号所定的不開示情報が記録されているとして、これを不開示とする旨の決定を受けたため、被上告人を相手に、そのうち不開示部分の取消し等を求める事案である。

本件各文書は、個人情報ファイル1件ごとに、所定の様式を用いて、当該ファイルに関する所定の情報を一覧表の形式で記載した文書である。

警察庁長官は、平成28年7月15日付けで、一部不開示決定（本件決定）をした後、令和4年4月28日付けで、本件決定を変更し、本件各文書につき、新たに一部を開示する旨の決定（本件変更決定）をしている。

原判決及び争点

◇ 原判決（東京高裁）は、次のとおり判断するなどした上で、本件各文書中の当該部分に情報公開法5条3号又は4号所定的不開示情報が記録されているとした警察庁長官の判断に違法はないとして、上告人の請求の一部を棄却するなどした。

- ① 上記不開示情報該当性については、本件変更決定時を基準に審理判断すべきであるから、本件決定から本件変更決定までに加筆・変更がされた部分については、加筆・変更後の情報の上記不開示情報該当性について審理判断すべきである。
- ② 「備考」欄に小項目が設けられているものについては、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はなく、情報として可分なものも含まれると推測されるものの、被上告人は、「備考」欄に関する上告人からの釈明には応じない旨陳述しているから、どのような小項目が設けられているか、各小項目の記録が関連しているか、一体的又は可分な関係にあるかなど、その記録内容を裁判手続において特定することは困難である。したがって、上記「備考」欄を更に細分化して不開示情報該当性について検討することはできず、各欄ごとに一体的に検討するのが相当である。

◇ 最高裁における争点は、原審の上記判断の当否である。